

市長選挙・補欠選挙後初の議会

議長など改造

次の通りです。各選挙結果や各政党・会派 覧は、

副議長の

長・副議長交代制をとっています。身上の理由」を理由に2年で辞職する議 るよう求めています。申し入れなどを行い、法定通り4年日本共産党は議長が後退するた 下すものとして厳に慎むべき」としていは、議長ひいては議会全体の権限を自ら結びつくものであり、議長の短期交代制 とが慣例化しています。 中立性を保つために党籍を離脱するこ 「議長の地位は議会全体の権威と町村議会議長会発行の「議員必 法定通り4年とすが後退するたびに 会においては、議会を代表

政党・会派名	人数	数 会派代表者 所属議員	
日本共産党	2人	元木美奈子	美勢麻里
公明党	3人	秋葉 要	中村理香子•一瀬健二
民進党	2人	芳井由美	吉村啓治
			西川嘉純・宝 新
自由民主党・	8人	辻田 明	岡本善徳・深作 勇
無所属クラブ			宮坂奈緒・小林章宏
			毎田潤子
市民の会	2人	西山幸男	水野 実
日本のこころ	1人		柳毅一郎
無所属	4人		広瀬明子・末益 隆 芦田芳江

議員選挙が行 5月18日、 2017年5月22日 H 第1414号 【発行】 日本共産党 浦安市議団 **T**&FAX

350-1243

元木美奈子 市議会議員

入船 4-37-14 **23**355-8526 minamotonton@ jcom. home. ne. jp



北栄 2-3-16-203 **2354-9269** m5mise@jcom.

home. ne. jp

西山 幸男 無効

市議会議長選挙の結果

嘉純

元木美奈子

15 票

◎西川

市議会副議長選挙の結果

◎宝 新	15 票
宮坂 奈緒	1票
西山 幸男	1票
美勢 麻里	2 票
元木美奈子	1票
無効	1票

千葉県後期高齢者医療 広域連合議会議員選挙の結果

◎宮坂奈緒	13 票
美勢麻里	2 票
岡本善徳	2 票
辻田 明	1票
末益 隆	1票
元木美奈子	1票
深作 勇	1票

政党•会派一覧

産評価員	例の一部	議員選挙	初の あ あ あ ま 月 18
。の選任を求	例の一部改正」「国民健康保険税条例の一部改正」と固定資この他、市当局から専決処分の承認を求める「浦安市税条	議員選挙が行われました。運営委員会委員の選任やエ	初の臨時議会が招集され、正副議長や常任委員会委員、議会5月18日、3月におこなわれた市長選挙、市議補欠選挙後
小める議案が	民健康保証の	んた。	大され、正式なわ
が提案され	険税条例の分の承認を	果後期高齢	副議長や常れた市長選
"、満場一V	一部改正」	诸者医療広1	学、市議2
変で可決さ	と固定資	域連合議会	麥員、議会 補欠選挙後

案された専決処分の承認を求める

日の

臨時議会に市当局から提

「国民健康保険税条例の一部改正」

満場一致で採決されま

=建設経済

国民健康保険税条例の一部改正

法施行令の改定に伴い、平成29年度

地方税

法定減免の拡大

対象は、わずか58世帯

き上げを強行してきました。

本市は2年ごとに3回の国保税引

国保運営の都道府県化を目前に

得者の負担が増えるという批判を 象を拡大する内容です。 に所得の判定区分を変更し、 の5割軽減、 分の国保税から均等割額・平等割額 ぐ国保税の引き上げによって、 改善策のように見えますが 2割軽減を判定する際 当然 軽減対 低所 相次

常任委員会委員の一覧

◎委員長 ○副委員長

総務常任委員会	教育民生常任委員会	都市経済常任員会
辻田 明	西山幸男	秋葉 要
広瀬明子	美勢麻里	深作 勇
末益 隆	西川嘉純	元木美奈子
宝新	◎宮坂奈緒	◎岡本善徳
◎中村理香子	柳 毅一郎	芦田由江
吉村啓治	芳井由美	水野 実
〇毎田潤子	〇一瀬健二	〇小林章宏

議会だより編集委員会委員

◎委員:	長 〇副委員長
◎岡本善徳	美勢麻里
水野 実	吉村啓治
〇一瀬健二	毎田潤子
宮坂奈緒	小林章宏

議会運営委員会委員

	<u>◎委員長</u>			委員.	長
	◎秋葉	要	沒	?作	勇
	元木美奈子 西山幸男		Oil	田	明
			田	本割	§徳
	宮坂系	除緒	艺	井日	自美

国保税減免対象となる世帯の所得の判定区分を変更

7割減額(3割課税)	世世の処式組入短衫 22 エロリエ	出世の公託組入短 <i>に</i> 22 エロリエ			
※4624 世帯	世帯の総所得金額が 33 万円以下	世帯の総所得金額が 33 万円以下			
5割減額(5割課税)	世帯の総所得金額が33万円+	世帯の総所得金額が33万円+			
※1843 世帯	(26 万 5000 円×国保加入者数)	(27 万円×国保加入者数)			
2割減額(8割課税)	世帯の総所得金額が33万円+	世帯の総所得金額が33万円+			
※1925 世帯	(48 万円×国保加入者数)	(49 万円×国保加入者数)			

全体のほぼ約4割が対象月20日現在の対象世帯。 右表の※は平成2年10 軽減策としては全く不十た。低所得者への国保税があきらかになりまし わずか5世帯であること改定の新たな対象世帯は定措置です。ところが、 分な内容です。軽減策としては全く